

資料

平成29年6月22日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号	美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正について	-----	1～2
議案第 2号	美瑛町税条例の一部改正について	-----	3～31
議案第 3号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	32～37
議案第 4号	過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について	-----	38～39
議案第 5号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について	-----	40～44
議案第 6号	美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	-----	45～47
議案第 7号	美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について	-----	48～49
議案第 8号	美瑛町立学校設置条例の一部改正について	-----	50～51

美瑛町職員の旅費に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

赴任の定義について明文化を図り、赴任旅費の支給範囲について明確にするため、条例を一部改正する。

2 改正の概要

(1) 赴任の定義のうち「新たに採用された職員」を、「新たに採用された職員のうち、規則で定める者」に改正する（第2条関係）。

(2) 「一に」を「いずれかに」に統一する（第3条及び第24条関係）。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考資料】

「規則で定める者」については美瑛町職員等の旅費支給規則の一部改正により下記のとおりとする予定。

(1) 事務の委譲又は本町の要請により、国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者

(2) 特殊の技術、経験等を必要とし、かつ、その採用が著しく困難である職に採用された者

(3) その他町長が特に必要と認めた者

新	旧
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 赴任 新たに採用された職員のうち、規則で定める者がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5)～(7)</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>3～7 【略】</p> <p>第4条～第23条 【略】</p> <p>第24条 在勤地以外の同一地域内（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）における旅行については、鉄道賃、船賃、移転料、車賃、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>第25条～第28条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 赴任 新たに採用された職員_____がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。</p> <p>(5)～(7)</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 職員又はその遺族が、次の各号の<u>一に</u>_____該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>3～7 【略】</p> <p>第4条～第23条 【略】</p> <p>第24条 在勤地以外の同一地域内（第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）における旅行については、鉄道賃、船賃、移転料、車賃、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。ただし、次の各号の<u>一に</u>_____該当する場合には当該各号に規定する額の旅費を支給する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>第25条～第28条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町税条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令26号及び27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

(1) 町民税

① 個人住民税の所得割の課税方式の見直しによる改正

個人住民税所得割の課税標準である特定配当等所得又は特定株式等譲渡所得について、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できること等を明確化するための所要の規定の整備を行うもの。

（第33条、附則第16条の3の改正規定）

平成29年4月1日から適用

② 個人住民税の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の改正

個人住民税所得割の課税標準である特定配当等所得又は特定株式等譲渡所得を総所得金額に含めて所得割を課せられた場合に、個人住民税の申告書に必要事項を記載している場合は、配当割額又は株式等譲渡所得割額を個人住民税の所得割額から控除することの規定の整備を行うもの。

（第34条の9）

平成29年4月1日から適用

③ 法人町民税の申告納付及び不足税額の納付の手続きの改正

法人町民税に係る申告納付及び附則税額の納付に伴う延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うもの。

（第48条及び第50条）

平成29年4月1日から適用

④ 控除対象配偶者の定義規定の改正

控除対象配偶者の定義を、現行の「控除対象配偶者」に該当するものは、「同一生計配偶者」と名称を変更するもの。

(附則第5条)

平成31年1月1日から適用

⑤ 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の改正

一定の肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。

(附則第8条)

平成29年4月1日から適用

⑥ 長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正

優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するための規定の整備を行うもの。

(附則第17条の2)

平成29年4月1日から適用

(2) 固定資産税

① 被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

震災等により滅失・損壊した家屋・償却資産に代わるものとして市町村長が認める家屋・償却資産（被災代替家屋・償却資産）について、当該震災等に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において取得等をした場合には、当該被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税を最初の4年間2分の1とする措置を創設したもの。

(第61条)

平成29年4月1日から適用

② 待機児童解消のための受け皿整備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設及びわがまち特例の導入

待機児童解消のため受け皿整備として、市町村長の許可を得て行う、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に対して、地域の実情を反映させることができるよう、市町村の条例で定める課税標準の特例について、わがまち特例を導入することとする。

(第61条の2及び附則第10条の2)

平成30年4月1日から施行

③ 区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の改正

居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申出について規定したもの。

(第63条の2)

平成30年4月1日から施行

④ 共有土地に係る固定資産税の改正

被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申出により従前の共有土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備したもの。

(第63条の3)

平成29年4月1日から適用

⑤ 被災住宅用地に係る固定資産税の特例措置の改正

震災等により滅失・損壊した住宅の敷地であった土地(被災住宅用地)について、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても住宅用地特例が適用されるよう、震災等の発生後2年度分、当該土地を住宅用地とみなすことができる特例措置(被災住宅用地特例)が講じられているが、この被災住宅用地特例について、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、特例を適用できる期間を2年度分から4年度分に拡充するもの。

(第74条の2)

平成29年4月1日から適用

⑥ 緑化推進法人等による市民緑地に係る固定資産税の特例措置の創設及びわがまち特例の導入

緑地法人・緑化推進法人が土地を所有し又は無償で借り受けて、市町村長の認定により市民緑地を設置・管理する場合には、その土地の課税標準を最初の3年間について特例を受けようとするための規定の創設及び市町村の条例で定める課税標準について、わがまち特例を導入することとする。

(附則第10条の2)

公布の日から施行

⑦ 耐震改修等が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の特例措置の改正

耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅が長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を市町村に申告した場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、税額の減額が拡充される特例措置の規定を整備したもの。

(附則第10条の3)

平成29年4月1日から適用

(3) 軽自動車税

① 軽自動車税の納期の変更

納税者の税負担の平準化を図るため、軽自動車税の納期を6月1日から6月30日までとする。

(第83条第2項)

平成30年4月1日から適用

② 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年延長に伴う改正及び賦課徴収の特例の新設

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長するための規定を整備したもの及び賦課徴収の特例の規定を整備したもの。

(附則第16条、附則第16条の2)

平成29年4月1日から適用

(4) その他

① その他、地方税法の改正等に伴う所要の関連規定の整備を行う。

(附則第10条、附則第20条の2、附則第20条の3)

平成29年4月1日から適用

(改正附則第6条)

平成31年10月1日から施行

(改正附則第2条、改正附則第3条)

公布の日から施行

新	旧
<p>第1条～第32条 【略】 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 【略】 2及び3 【略】</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書</u>(<u>町民税の納税通知書</u>が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、<u>第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 【略】</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>(<u>町民税の納税通知書</u>が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ)に特定株式等</p>	<p>第1条～第32条 【略】 (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 【略】 2及び3 【略】</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>(<u>その提出期限後において町民税の納税通知書</u>が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第36条の3第1項の確定申告書</u>を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>5 【略】</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>(<u>その提出期限後において町民税の納税通知書</u>が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された<u>第36条の3第1項の確定申告書</u>を含む。)に特定株式等</p>

新	旧
<p>譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>第34条～第34条の8 【略】</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 【略】</p>	<p>譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>第34条～第34条の8 【略】</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2及び3 【略】</p>

新	旧
<p>第35条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書が提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当</p>	<p>第35条～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書が提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当</p>

新	旧
<p>する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により <u>納付</u>しなければならない。</p>	<p>する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>4 【略】</p>	<p>4 【略】</p>
<p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 2 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については <u> </u>、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1) 及び (2) 【略】</p>	<p>(1) 及び (2) 【略】</p>
<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により <u>法人税</u>に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 9 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下こ</p>	<p>6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によって <u>法人税</u>に係る申告書を提出する義務がある法人で、同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下こ</p>

新	旧
<p>の項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の2第4第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 【略】</p>	<p>の項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>7 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の2第4第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の2第4第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</p> <p>第49条 【略】</p>

新	旧
<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の規定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 第2項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）</u>があつたとき（当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつた _____ ときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税</p>	<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の規定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする _____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 第2項の場合において、<u>法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出 _____ があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第1項 _____、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）</u>は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税</p>

新	旧
<p>額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該増額更正 _____ の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにおいて、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間</p> <p>第51条～第60条 【略】 （固定資産税の課税標準）</p> <p>第61条 【略】 2～7 【略】</p> <p>8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。</u></p> <p>9及び10 【略】</p>	<p>額に限る。)については _____、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る _____ 町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで _____ の期間</p> <p>第51条～第60条 【略】 （固定資産税の課税標準）</p> <p>第61条 【略】 2～7 【略】</p> <p>8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5 _____ の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前7項の規定にかかわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349条の5 _____ に定める額とする。</u></p> <p>9及び10 【略】</p>

新	旧
<p>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合) <u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> <u>3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u> 第62条及び第63条 【略】 (施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) <u>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</u> (1) 及び(2) 【略】 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 【略】 2 【略】 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で、同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の</p>	<p>第62条及び第63条 【略】 (施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出) <u>第63条の2 施行規則第15条の3第2項_____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</u> (1) 及び(2) 【略】 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合 (4) 【略】 2 【略】 (法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出) 第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で、同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の</p>

新	旧
<p>按分の 申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の 申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日か</p>	<p>あん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行なわなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（第3号及び第74条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等（第74条の2において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日（以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。）の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年（第74条の2において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新	旧
<p>ら起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び(5) 【略】</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 【略】</p> <p>第64条～第74条 【略】 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解</p>	<p>_____。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 及び(5) 【略】</p> <p>(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。</p> <p>4 【略】</p> <p>第64条～第74条 【略】 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解</p>

新	旧
<p>除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第75条～第82条 【略】 (軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 【略】</p> <p>2 軽自動車税の納期は、6月1日から同月30日までとする。</p> <p>第84条～第151条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条～第4条の2 【略】 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>除日の属する年の1月1日以後3年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____</p> <p>_____)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 _____</p> <p>_____)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。</p> <p>第75条～第82条 【略】 (軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第83条 【略】</p> <p>2 軽自動車税の納期は、7月1日から同月31日までとする。</p> <p>第84条～第151条 【略】</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条～第4条の2 【略】 (個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)</p>

新	旧
<p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>第6条～第7条の4 【略】</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの、及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>第9条 【略】</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又</p>	<p>第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>第6条～第7条の4 【略】</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの、及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>第9条 【略】</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項</p>

新	旧
<p>は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、 「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法 附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～7 【略】 8 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の 5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」 とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 【略】 2～7 【略】 8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同 号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 11 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について 同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 13 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める 割合は3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める 割合は3分の2とする。</p>	<p>14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める 割合は3分の2とする。 15 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める 割合は4分の3とする。</p>
<p>14 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める 割合は5分の4とする。 15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める 割合は2分の1とする。 16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める</p>	<p>16 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める 割合は5分の4とする。</p>

新	旧
<p>割合は3分の2とする。</p> <p>17 【略】 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令</p>	<p>17 【略】 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】</p> <p>2. 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令</p>

新	旧
<p>附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 【略】</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 【略】</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適</p>	<p>附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積</p> <p>(3) 【略】</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれかに該当するかの別</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) 【略】</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適</p>

新	旧
<p>用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p> <p>9 <u>法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>耐震改修が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>耐震改修に要した費用</u></p> <p>(6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u></p> <p>10 <u>法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、</u></p>	<p>用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 【略】</p>

新	旧
<p><u>法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等</u></p> <p>(6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後</u> <u>に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>11 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基</u></p>	<p>9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基</u></p>

新	旧
<p>礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第11条～第15条 【略】 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第5項を除く。)</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車^{が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}</p>	<p>礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 【略】</p> <p>第11条～第15条 【略】 (軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u>において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車^{が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}</p>
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>4 【略】</p> <p>5 <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車^{が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車^{が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。}}</u></p> <p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の</p>	<p>4 【略】</p>

新	旧
<p><u>軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>7 法附則第30条第8項1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</u></p> <p><u>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、</u></p>	<p>第16条の2 削除</p>

新	旧
<p><u>その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第16条の3 【略】</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規</p>	<p>（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例） 第16条の3 【略】</p> <p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規</p>

新	旧
<p>定する<u>特定配当等申告書</u>を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第1項</u>及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。</u></p> <p>3 【略】</p> <p>第16条の4及び第17条 【略】</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項</u>において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>前条第1項の規定にか</u></p>	<p>定する<u>申告書</u>を提出した場合_____に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>第33条第1項</u>及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 【略】</p> <p>第16条の4及び第17条 【略】</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>以下この条において同じ。</u>)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、<u>同項の</u>規定にか</p>

新	旧
<p>かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは_____、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>第17条の3～第20条 【略】 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書</u>（_____町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。）に前項後段の規定の適用を</p>	<p>かわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u> 当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 及び (2) 【略】</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成29年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】</p> <p>第17条の3～第20条 【略】 （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書</u>（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された<u>第36条の3第1項</u>に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を</p>

新	旧
<p>受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 【略】 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 【略】 2及び3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。</u>）に限り、適用する。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しない</u></p>	<p>受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5 【略】 （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第20条の3 【略】 2及び3 【略】</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新	旧
<p><u>ことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 【略】</p> <p>6 <u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書</u></p> <hr/> <p>_____にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>5 【略】</p> <p>6 <u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>これらの申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて</u></p>

新	旧
<p>適用される法第37条の4」とする。 第21条～第23条 【略】</p>	<p>適用される法第37条の4」とする。 第21条～第23条 【略】</p>

美瑛町都市計画税条例の一部改正要旨

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

地方税法の一部改正により本条例においても条項のずれ等が伴うため、税条例に合わせて条文の整備を行うもの。

（附則第3項～第15項）

平成29年4月1日から適用

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 附則 1及び2 【略】</p> <hr/> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 (法附則第15条第45項の条例で定める割合) 5 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 6 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る</p>	<p>第1条～第6条 【略】 附則 1及び2 【略】 (法附則第15条第36項の条例で定める割合) 3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 (法附則第15条第42項の条例で定める割合) 4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>5 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る</p>

新	旧
<p>当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6</p>	<p>当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6</p>

新	旧
<p>以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第6項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>11</u> 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産</p>	<p>以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p><u>9</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第5項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p><u>10</u> 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産</p>

新	旧
<p>税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>1.2 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>	<p>1.1 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第10項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>
<p>1.3 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、<u>第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>1.2 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、<u>第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>
<p>1.4 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画</p>	<p>1.3 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画</p>

新	旧
税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。	税については、法附則第25条の3の規定を適用しないことができる。

過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
改正について

1 改正の要旨

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、過疎地域に係る固定資産税の課税の免除に関する根拠の規定の整備を行う。

2 改正の概要

- (1) 地方税（固定資産税）の課税免除又は不均一課税に伴う措置の改正
（情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販売業を追加）
- (2) 失効期限の延長

（第3条）

平成29年4月1日から適用

新	旧
<p>第1条～第2条 【略】 (過疎地域における課税免除)</p> <p>第3条 過疎地域内において、平成2年4月1日から平成31年3月31日までに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>農林水産物等販売業</u>(過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する機械及び装置(製造の事業又は<u>農林水産物等販売業</u>の用に供するものに限る。)並びにその事業に係る家屋(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課することになった年度から3箇年度分限り課税を免除するものとする。</p> <p>第4条～第8条 【略】</p>	<p>第1条～第2条 【略】 (過疎地域における課税免除)</p> <p>第3条 過疎地域内において、平成2年4月1日から平成28年3月31日までに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける製造の事業、<u>情報通信技術利用事業</u>(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する機械及び装置(製造の事業又は<u>情報通信技術利用事業</u>の用に供するものに限る。)並びにその事業に係る家屋(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、当該適用設備及び当該家屋の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課することになった年度から3箇年度分限り課税を免除するものとする。</p> <p>第4条～第8条 【略】</p>

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設などを利用する低所得世帯及び多子世帯等の経済的負担の段階的な軽減を図るため、平成29年4月に「子ども・子育て支援法施行令」の一部が改正され、低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の特例措置がさらに拡充されたことに伴う本条例の一部改正、並びに利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額の追加に伴う条例の一部改正。

また、美瑛町の独自施策により、本町の幼稚園・保育園を利用する児童の利用者負担額を軽減するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に基づく改正

① 多子世帯に係る特例措置の拡充

第2階層の第2子の利用者負担額を無料とする。

② ひとり親世帯等に係る特例措置の拡充

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者がひとり親等に該当する場合における第3階層(市町村民税所得割合算額が、教育認定子どもについては77,100円以下、保育認定子どもについては48,600円未満)及び保育認定子どもに係る第4階層(市町村民税所得割合算額が48,600円以上77,101円未満)の利用者負担額について、特例措置をさらに拡充する。

③ 利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額の追加

特定教育・保育等に係る利用者負担額の計算に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割額に加算する額として、ふるさと納税(寄付金)控除額を追加する。

(2) 美瑛町の独自施策による利用者負担額の軽減

本町の特定教育・保育施設を利用する児童の利用者負担額を半額にする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第3条の改正規定は平成29年9月1日から施行する(利用者負担額の切り替えの時期と合わせて実施)。

新					旧				
別表第1（第3条関係） 【略】 備考 1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。 2～4 【略】 5 所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等_____におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。 6 【略】					別表第1（第3条関係） 【略】 備考 1 所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条_____の規定は適用しないものとする。 2～4 【略】 5 所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。 6 【略】				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
階層区分	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）					
	定義			3号認定		2号認定			
				3歳未満児の場合		4歳以上児の場合			
標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円		0円		0円	
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円	
			ひとり親	6,000円		4,000円		4,000円	
階層区分	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）					
	定義			3号認定		2号認定			
				3歳未満児の場合		4歳以上児の場合			
標準時間	短時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0円		0円		0円	
第2	第1階層を除き当該年度分の4月分から8月分	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0円		0円		0円	
			ひとり親	6,000円		4,000円		4,000円	

新				旧									
	までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月	ひとり親世帯等	0円	0円	0円		までの利用者負担額の算定にあつては前年分の、当該年度の9月分から3月	ひとり親世帯等	0円	0円	0円		
		ひとり親世帯等以外	6,000円	4,000円	4,000円			ひとり親世帯等以外	6,000円	4,000円	4,000円		
第3	分にあつては当該年度分の市町村税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税均等割の額のみ 及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	11,700円	9,700円	9,700円	第3	分にあつては当該年度分の市町村税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税均等割の額のみ 及び市町村民税所得割の額48,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	11,700円	9,700円	9,700円
			ひとり親世帯等以外	12,700円	10,700円	10,700円				ひとり親世帯等以外	12,700円	10,700円	10,700円
第4		市町村民税所得割の額48,600円以上77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	14,600円	12,000円	12,000円	第4		市町村民税所得割の額48,600円以上72,800円未満の世帯	ひとり親世帯等	14,600円	12,200円	12,200円
			ひとり親世帯等以外	15,600円	13,200円	13,200円				ひとり親世帯等以外	15,600円	13,200円	13,200円
第5		市町村民税所得割の額77,101円以上97,000円未満の世帯		19,500円	17,500円	17,500円	第5		市町村民税所得割の額72,800円以上97,000円未満の世帯		19,500円	17,500円	17,500円
第6		市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		24,000円	21,600円	21,600円	第6		市町村民税所得割の額97,000円以上169,000円未満の世帯		24,000円	21,600円	21,600円
第7		市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯		35,600円	27,600円	22,700円	第7		市町村民税所得割の額169,000円以上235,000円未満の世帯		35,600円	27,600円	22,700円
第8		市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯		48,800円	27,600円	22,700円	第8		市町村民税所得割の額235,000円以上の世帯		48,800円	27,600円	22,700円

備考

- 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45

備考

- 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の計算については、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条

新	旧
<p>条の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>5 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等_____におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p> <p>7 市町村民税非課税世帯におけるこの表の適用については、2人目以降無料とする。</p>	<p>__の規定は適用しないものとする。</p> <p>2 【略】</p> <p>3 「ひとり親世帯等」とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>4 1による市町村民税所得割の額（以下「所得割額」という。）が57,700円以上の世帯で同一世帯において小学校就学前の子どもが複数人同時に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等を利用している場合（特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。）におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>5 所得割額が57,700円未満の世帯で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目は当該児童の利用者負担額の半額、3人目以降については無料とする。</p> <p>6 所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等で同一世帯において監護する子どもが複数人いる場合におけるこの表の適用については、最年長の子どもから順に1人目は当該児童の利用者負担額の半額、2人目以降については無料とする。</p>

新	旧
<p>第1条～第2条 【略】 第3条 【略】 2 【略】 3 <u>町内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額は、第1項に定める額の半額とする。この場合において、計算した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u> 第4条～第6条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第2条 【略】 第3条 【略】 2 【略】 第4条～第6条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町へき地保育所条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

特定教育・保育施設などを利用する低所得世帯及び多子世帯等の経済的負担の段階的な軽減を図るため、平成29年4月に「子ども・子育て支援法施行令」の一部が改正され、低所得世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の特例措置がさらに拡充されたことに伴う本条例の一部改正、並びに利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額の追加に伴う条例の一部改正。

また、美瑛町の独自施策により、本町のへき地保育所を利用する児童の利用者負担額を軽減するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に基づく改正

① 多子世帯に係る特例措置の拡充

市町村民税非課税世帯の第2子の利用者負担額を無料とする。

② ひとり親世帯等に係る特例措置の拡充

支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者がひとり親等に該当する場合における市町村民税課税世帯で市町村民税所得割合算額が77,101円未満の利用者負担額について、特例措置をさらに拡充する。

③ 利用者負担額の計算に用いる市町村民税の所得割に加算する額の追加

特定教育・保育等に係る利用者負担額の計算に用いる地方税法の規定による市町村民税の所得割額に加算する額として、ふるさと納税（寄付金）控除額を追加する。

(2) 美瑛町の独自の施策による利用者負担額の軽減

本町のへき地保育所に通う児童の利用者負担額を半額にする。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、利用者負担額の改正規定は、平成29年9月1日から施行する（利用者負担額の切り替えの時期と合わせて実施）。

新			旧		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）	各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 （月額）
階層区分	定義		階層区分	定義	
生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度分の4月から8月分までの利用者負担額の算定にあたっては前年分の、当該年度の9月分から3月分にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	ひとり親世帯等	0円	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等以外	1,500円	ひとり親世帯等以外	3,000円
市町村民税課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	3,000円	市町村民税課税世帯	生活保護世帯を除き当該年度分の市町村民税の額の区分が左欄の区分に該当する世帯	6,000円
備考 1～5 【略】			備考 1～5 【略】		

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

美瑛町定住促進住宅条例は、美瑛町へ移住を求める者に対し、本町が持つ自然環境や農村景観などの恵まれた地域資源の中、町内に定住先が決まるまでの仮の住まいを提供すべく、平成25年に本条例を制定した。

条例が制定された当初は、2戸の旧消防住宅を改装しスタートしたが、昨年9月には市街地に一戸建ての住宅を整備するとともに、郊外においても3戸の旧教員住宅を定住促進住宅として整備を進め、5月現在、その全ての住宅が移住を希望する者で埋まっている状況である。

使用しなくなった旧教員住宅を教育委員会から引き継ぐことで、今後も町の財産を有効に活用するとともに、町の活性化に向けた取り組みの一つとして、移住定住対策事業を積極的に進められるよう、今回4戸の住宅を新たな定住促進住宅として追加するもの。

2 改正の概要

(1) 名称及び位置を改正（別表第1（第2条関係））

(2) 家賃の規定を改正（別表第2（第8条関係））

3 施行期日

公布の日から施行する。

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
本町住宅1号室	美瑛町本町3丁目4番2号	本町住宅1号室	美瑛町本町3丁目4番2号
本町住宅2号室	美瑛町本町3丁目4番17号	本町住宅2号室	美瑛町本町3丁目4番17号
栄町住宅1号室	美瑛町栄町2丁目1番23号	栄町住宅1号室	美瑛町栄町2丁目1番23号
東町住宅1号室	美瑛町東町4丁目3番16号	美馬牛住宅1号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番66号
東町住宅2号室	美瑛町東町4丁目11番14号	美沢住宅1号室	美瑛町字美沢中央
美馬牛住宅1号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番66号	下宇莫別住宅1号室	美瑛町字下宇莫別朝日
美馬牛住宅2号室	美瑛町美馬牛南2丁目2番62号		
美沢住宅1号室	美瑛町字美沢中央		
下宇莫別住宅1号室	美瑛町字下宇莫別朝日		
下宇莫別住宅2号室	美瑛町字下宇莫別朝日		
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
名称	家賃（月額）	名称	家賃（月額）
本町住宅1号室	30,000円	本町住宅1号室	30,000円
本町住宅2号室	30,000円	本町住宅2号室	30,000円
栄町住宅1号室	40,000円	栄町住宅1号室	40,000円
東町住宅1号室	25,000円	美馬牛住宅1号室	20,000円
東町住宅2号室	25,000円	美沢住宅1号室	20,000円
美馬牛住宅1号室	20,000円	下宇莫別住宅1号室	30,000円
美馬牛住宅2号室	20,000円		
美沢住宅1号室	20,000円		
下宇莫別住宅1号室	30,000円		
下宇莫別住宅2号室	20,000円		

美瑛町立学校設置条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

旧美進小学校の跡地利用が決定したため、学校教育法施行令第25条第1号の規定に基づき、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、美瑛町立学校から削除する。

2 改正の概要

別表第1中「美瑛町立美進小学校」を削除するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧																																		
<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛小学校</td> <td>美瑛町西町2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛小学校</td> <td>美瑛町美馬牛南2丁目2番58号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢小学校</td> <td>美瑛町字美沢中央</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立明德小学校</td> <td>美瑛町字朗根内町内</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美瑛東小学校</td> <td>美瑛町丸山2丁目8番15号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立字莫別小学校</td> <td>美瑛町字中字莫別第2</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立五稜小学校</td> <td>美瑛町字五稜第5</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p>	小学校の名称	位置	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2	美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5	<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛小学校</td> <td>美瑛町西町2丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛小学校</td> <td>美瑛町美馬牛南2丁目2番58号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美沢小学校</td> <td>美瑛町字美沢中央</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立明德小学校</td> <td>美瑛町字朗根内町内</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美進小学校</td> <td>美瑛町字下字莫別朝日</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美瑛東小学校</td> <td>美瑛町丸山2丁目8番15号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立字莫別小学校</td> <td>美瑛町字中字莫別第2</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立五稜小学校</td> <td>美瑛町字五稜第5</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係） 【略】</p>	小学校の名称	位置	美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号	美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号	美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央	美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内	美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日	美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号	美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2	美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5
小学校の名称	位置																																		
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号																																		
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号																																		
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央																																		
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内																																		
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号																																		
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2																																		
美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5																																		
小学校の名称	位置																																		
美瑛町立美瑛小学校	美瑛町西町2丁目1番1号																																		
美瑛町立美馬牛小学校	美瑛町美馬牛南2丁目2番58号																																		
美瑛町立美沢小学校	美瑛町字美沢中央																																		
美瑛町立明德小学校	美瑛町字朗根内町内																																		
美瑛町立美進小学校	美瑛町字下字莫別朝日																																		
美瑛町立美瑛東小学校	美瑛町丸山2丁目8番15号																																		
美瑛町立字莫別小学校	美瑛町字中字莫別第2																																		
美瑛町立五稜小学校	美瑛町字五稜第5																																		

報 告 資 料

(予定価格 30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
<p>美瑛小学校改修工事 (電気設備その2)</p>	<p>電気設備工事 校舎棟 3階建 4,809㎡ 鉄筋コンクリート造 電灯設備、電話設備、放送設備、情報設備、電気時計設備、観察カメラ設備、火災報知設備、集音装置設備、電気暖房設備、発電機設備 各一式</p>	<p>指名競争入札 による落札</p>	<p>美瑛町栄町2丁目2番23号 株式会社 北海電材工事社 代表取締役 大滝 敏彦</p>	<p>円 45,900,000</p>	<p>工期 自平成29年6月15日 至平成30年2月28日 1. 石森電気工事(株) 2. 下村電気(株) 3. 大東電気工事(株) 4. (株)田島電気商会 5. 西山坂田電気(株) 6. (株)北海電材工事社 (第1回目落札)</p>
<p>美瑛小学校改修工事 (機械設備その2)</p>	<p>機械設備工事 校舎棟 3階建 4,809㎡ 鉄筋コンクリート造 換気設備、給水設備、排水設備、給湯設備、衛生器具設備、ガス設備、消火設備 各一式</p>	<p>指名競争入札 による落札</p>	<p>旭川市永山北3条6丁目6番 17号 株式会社 木本動力工業所 代表取締役 本田 道明</p>	<p>円 31,212,000</p>	<p>工期 自平成29年6月15日 至平成30年2月28日 1. (株)飯塚設備 2. 開成設備(株) 3. (株)木本動力工業所 4. 国策機工(株) 旭川事業部 5. 大洋設備(株) 6. 日進設備工業(株) 7. (株)美瑛プロパンセンター (第1回目落札)</p>

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
町道阿満美瑛線 道路災害復旧工事 (SP2827)	復旧延長 L=176m 盛土、路盤工、舗装工、 コンクリート擁壁工 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町中町3丁目4番14号 フクハラ建運株式会社 代表取締役 福原 福博	円 43,200,000	工期 自平成29年6月1日 至平成29年11月30日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. フクハラ建運(株) (第1回目落札) (落札率96.6%)